



VOL.95

## トクちゃん新聞

5月号

GW、いかがお過ごしでしたか？



平成27年5月12日 発行

徳野会計事務所

〒530-0041

大阪市北区天神橋2-3-8

MF南森町ビル3F

tel:06-6809-2205

fax:06-6809-2206

URL:http://www.ft-tax.com/

mail:info@ft-tax.com

先日、山陰に遊びに行きました際に「**売っているものは何か**」を考えさせられる出来事がありました。有名漫画家のキャラクターを活用した商店街。その中で、その漫画家の代表作の主人公**父親のキャラクターを模したお饅頭**がありました。買った観光客のほとんどは、食べる前に、串にささったその饅頭を検眼の時のように顔に近づけて写真をとるのが**まあひとつの旅の思い出になる**、というものです。



その店に、父親と8歳くらいの女の子が来て、「**今買ったんですけど、そこで落としちゃって・・・**」。皆さんがその店主なら店員にどうして欲しいですか？今回の場合は「**そしたら、この砂がついているところ切ってきましょうか？こっちは食べられますものね**。」と奥に引っ込み、キャラクターの一部分だけになってしまったお饅頭をとともにこやかな表情で、女の子に「はい！」とお渡しされていました。

店主の思いとずれた対応であるなら、その商店街で**そういう商品を扱っている意味合い**を店員に教えておいてあげないといけないのですね。この店員さんは、「**旅の思い出となるお饅頭**」ではなく、あくまで「**食べ物であるお饅頭**」を売ってる、という認識だったんでしょうね。  
**ところで・・・皆さんの会社では何を売っていらっしゃいますか？**



担当：徳野



## ◆結婚子育て資金の一括贈与が非課税に！！平成27年度税制改正の新設制度

担当：小林



将来の経済的不安が、若い世代に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえて、平成27年度の税制改正で、新しく『結婚子育て資金の一括贈与制度』が創設されました。

## &lt;制度の概要&gt;

- 非課税の対象...挙式費用や、新居の引越し費用、妊娠・出産の費用、保育料等
- 贈与する人...親・祖父母等の直系尊属
- 贈与される人...贈与者の子や孫等で、贈与等の日で20才以上、50才未満
- 制度の期間...平成31年3月末まで
- 非課税の限度額...1,000万円(うち結婚資金は、300万円まで)



一括贈与にともなう信託口座開設等の手続きは、金融機関がしてくれます。贈与された子や孫等が、50才に達することとなり、結婚・子育て口座の契約が終了した場合、契約終了時の残額に贈与税が課税されます。

また、契約期間中に、贈与した親や祖父母等が死亡した場合は、その時点の残額に相続税が課税されます。

制度についてご興味ある方は、弊社担当者まで、お問い合わせ下さい。

参考：国税庁HP「[父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし](https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku-zoyo/201504/01.htm)」などについて

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku-zoyo/201504/01.htm>

## ◆ストレスチェック制度がスタート

担当：北岡



本年12月より従業員様に対する**ストレスチェック制度がスタート**(当分の間従業員数50人未満の事業者様については**努力義務**)します。具体的な運用方法を定めた指針が厚労省から公表されましたので主なものをご紹介します。

## ①ストレスチェックの実施方法

- ・調査票は事業者判断で選択自由だが、「**職業性ストレス簡易調査票**」の使用を推奨。
- ・調査票により一定の要件を満たす者を**高ストレス者**として**調査実施者である医師等の意見を踏まえて事業者が決定**。
- ・**健康診断と同時実施が可能**。

## ②ストレスチェック結果の記録及び保存

- ・労働者からの同意を得て、実施者から結果の提供を受けた**事業者は記録を作成し5年間の保存義務あり**。



## ③労働者に対する不利益な取扱いの禁止

- ・ストレスチェックを受けないことや結果の提供に同意しないこと等を理由とした**不利益取扱いを行ってはならない**。

詳しくは**厚労省のHPをご参照**ください。

また**5分**でできる**セルフチェック**のページ(“こころの耳”で検索するとヒットします)が厚労省から提供されております。

一度やってみるのもおもしろいです。ちなみに私はストレスまったくなくなりました^^

## ◆ 税務スケジュール(5月)

11日(月)	・4月分の源泉所得税・住民税の納付	
6月1日(月)	・法人税・消費税の確定申告・納税<<3月決算>>	・自動車税の納付
	・法人税・消費税の予定申告・納税<<9月決算>>	・軽自動車税の納付
	・消費税の3ヶ月ごとの中間申告<<6月・9月・12月>>	・4月分社会保険料の納付



担当: 廣島

### ☆ 労働保険の年度更新

5月末日頃、「労働保険料申告書」がお手元に届きます。申告・納付期間は **6月1日(月)~7月10日(水)**です。期限内のお手続き、納付をよろしくお願いたします。

### ☆ 住民税の特別徴収税額の通知

6月分より住民税徴収税額が変更になります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と違う場合があります。**徴収金額にご注意ください。**

## ◆ マイナンバー制度の対応 Part1

担当: 岡村

来年よりマイナンバー制度が導入されることはご存知ですよ。**10月以降、住民票の登録住所へ「通知カード」が送付**されます。年末調整等で必要になりますので、社員の方々へ紛失されないように通知願います。また、年末調整時には、社員の家族情報も入手していただく必要がありますので、併せて願います。

マイナンバー収集対象者としては、

- ① 従業員等(役員・パート・アルバイト全て含む)とその扶養家族
- ② 報酬(講師謝礼・出演料等を含む)の支払先
- ③ 不動産使用料の支払先
- ④ 配当等の支払先 等

また、番号確認時には「通知カード」+「運転免許証等」の確認が必要となります。



個人番号カード(取得は任意です)

## ◆ 欠損金の繰戻し還付と繰越控除

担当: 池田

青色申告書を提出している中小法人が税務上において赤字(欠損金)が発生した場合、「繰戻し還付」と「繰越控除」の二つの制度があり、どちらかを選択することができます。

### ■ 「繰戻し還付」

- 前年に支払った法人税を還付請求します。  
(住民税、事業税は還付できず、翌年以降9年間マイナス分を繰り越し、9年間の事業年度の黒字所得から控除できます)
- 還付請求できる法人税額 =  $\frac{\text{前期の法人税額} \times \text{当期の欠損金額}}{\text{前期の所得金額}}$   
(※当期の欠損金額については、前期の所得金額が限度)
- 税務署において詳細にチェックがされ、税務調査が実施されることがあります。

### ■ 「繰越控除」

- 還付を受けずに、法人税・住民税・事業税ともに**翌年以降9年間繰り越します**。(ただし、平成20年4月1日前に終了した事業年度において生じた欠損金については7年です。)繰越期間経過後においてマイナスが解消されなければ、そのマイナスは切り捨てられることとなります。
- 「繰戻し還付」と「繰越控除」の選択については、①翌年以降黒字が見込めるか? ②繰戻し還付される税額と今後の税額の減少額の比較 ③当面の資金繰りの状況等、総合的に検討する必要があります。



## ◆ スタッフより

担当: 北川



**はじめまして!**  
平成27年1月5日に入所いたしました北川浩美と申します。

皆様、GWはいかがが過ごされましたでしょうか?  
(休みなく働かれていた方もいらっしゃるかもしれませんが...)

私は広島へ行ってきました!!もう何度目かの広島ということで観光はほとんどせず... (雨ということもあり) 美味しいものを食べるのが目的! (なんてゼイタクなっ) まず1日目は、ここ3回ほど毎回おじゃましている和食のお店。お魚が美味しいんです。2日目は初めて訪れる鉄板焼き屋さん。と、旅行でのお店選びには労力はおしりませんっ。

こんな食べる事(もちろんお酒も)が大好きな私が所内で主に担当していることは、事務所内作業・電話対応・来客対応などです。まだまだ覚えることも多いですが、自分に出来ることを精一杯やっついていき、少しでも皆様のお役に立てればと思っていますので宜しくお願いいたします。



## ◆ 今月のクイズ

担当: 廣島



### ふるさと納税: ワンストップ特例って??

昨年はふるさと納税をされる方も多かったのではないかと思います。今年からは確定申告不要になると耳にした方もいらっしゃるでしょうか? 確定申告不要の**ワンストップ特例制度**をクイズでご紹介します。

**問1** 寄附以外の手続きは何もしなくてもよい?

ー 正解は×。ふるさと納税をする際に、「ふるさと納税ワンストップ特例制度申請書」を**納税先の市町村**に提出します。

**問2** 誰でも特例制度を利用できる?

ー 正解は×。ワンストップ特例は確定申告を行う必要がない方が対象です。確定申告が必要な方は、申請書を提出しないようにご注意ください。また6団体以上に寄付される方も制度を利用できません。

便利な反面、実は注意点も多いこの制度。申請書を提出する前に、寄付先の市町村HPなどで留意点をご確認ください。ご不安な場合は、担当者まで!